

PAC通信

2018年 夏号 (第26号)

発行元：NPO法人PACガーディアンズ

成年後見利用状況調査

—今回はグループホームを対象に—
千葉県手をつなぐ育成会 村山 園

入所対象の調査後“入所支援施設より社会との接点が多く、それ故の課題や生活の形が個別で多様であるとの視点”から県内グループホーム（以後GHと表記）入居者の後見利用実態を調査しました。入所との相違点を中心に簡単に報告しますが、詳細と名川理事長のまとめは県育成会HPに掲載しておりますので、ぜひお読み下さい。

障害者GH等支援ワーカーの皆様の協力を得て、306事業所（520住居2325人）のうち半数以上の158事業所から回答をいただきました。まず予想外だったのは、GHに50歳以上の高齢の方が40%と多く暮らしていることでした（入所は30%）。回答から明らかになった疑問・課題『後見活動の訪問や身上監護のバラツキ、後見報酬のこと、後見への困り感など』は入所調査と同じでしたが、今回は後見利用者個別質問も設けましたので、GHならではの回答を少し報告します。

☆後見利用者の年齢層がより高く（50歳以上が52%）、親の高齢化、親亡き後が窺える。

☆区分5以上が35%。一方で、非該当・区分1・2の軽度の人々の後見利用が18%。注視したい。

☆後見は73%、保佐や補助が多くなっている。

☆入所では親族後見が70%だったが、GHでは、反対に第三者後見が67%と多く、専門職後見人では社会福祉士が44%と突出して多い。法人後見19%も全国調査と比して多い。県内の法人後見の認知度が高いゆえか。

☆後見人をつけたきっかけの特徴は、トラブル関係が40件（15%）あり、緊急事態・社会や家族とのトラブル・本人の事情等多岐にわたっている。

☆本人の後見人に対する認識は半数が好感触。訪問が定期的であれば信頼感を抱き、少なければ認識が持てないのは当然であろう。コミュニケーションの取りにくさを感じる記述もみられた。



★最後に：本人の意思に寄り添う後見活動になるためには家裁の対応にも注目したい。利用促進法にある中核機関が家裁との繋がりが持てるものになるよう、家族として活動していきたいと思えます。

あなたは「希望は何ですか?」「どういうふうに生活したいですか?」と聞かれたらどう答えますか。

相談支援事業が始まり10年以上が経ちました。障害福祉サービスを使うためには相談支援専門員が支援計画を作成するところから始まります。

仕事がしたい、日中通える場所が欲しい、グループホームに入りたい、一人暮らしがしたい、ヘルパーさんに家事を教えてもらいたい、外出の同行をして欲しい、友達が欲しいなど。相談支援専門員と一緒に何から始めたらいいのか、どこの事業所に何を頼むのか夢膨らませながら「ああでもない」「こうでもない」と話し合い、見学を重ね、ケア会議を行い、支援計画が完成します。

そして、いよいよサービス利用開始となります。期待したように、ご本人も支援者も「大満足!」のこともあれば「違うよね」と計画変更のこともあります。また「ああでもこうでも…」が始まります。面倒なように見えるこの作業工程が実は楽しくて大切なのです。初めて会ったご本人と相談支援専門員が共同作業をすることでお互いに理解し信頼関係を築きます。「希望は何?」「1年後はどうなっていたい?」笑われるかな、変かなと思いつつ一生懸命に自分が希望する生活を伝える。重要ですが大変な労力があることです。

「将来の希望」は成長し変化します。「また変えればいいよ」「気に入るところ探すよ」というやり取りを繰り返します。家族、支援者が「この人にはこれが一番」「前にも失敗したから」と、ご本人の希望を無視して無難な支援計画を立てても血が通っていない薄っぺらな計画となります。サービスを早く使いたくなる、わくわくする「オーダーメイド」の計画はご本人の宝です。「誰のための支援計画ですか?」私たち支援者が忘れてはならない  合言葉  です。

「誰のための支援計画ですか。」

合言葉は

きらり支援計画

理事 酒井 範子



欠格条項廃止法案が成立しそうです。

PACガーディアンズ法律顧問 弁護士 佐藤 彰一

現行成年後見制度の欠格の1つとして、かねてから指摘されていた欠格条項について、その全面的廃止を目指した法案が196回国会に提案されました。ほぼ、反対がない状態ですので、早ければ、7月にも成立するでしょう。法案の名前は「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案」。長いですね。法案自体もとても重たいものです。☆写真をご覧ください。



関係者の間では「電話帳」と自虐的に呼ばれています。これだけ重たい法案であっても対象となっているのは、国の法律に規定のある欠格条項だけでして、地方自治体の条例にある欠格条項や法律以外の各種内規などにある欠格条項は対象外に。いかに欠格条項の問題が、日本社会の隅々まで蝕んでいるかがよく分かります。

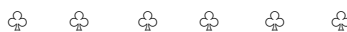
内閣府の担当部局では、この法案の成立を目指すとともに、これら法律以外の条例や内規なども全廃の方向へ向けて、関係各機関に働き掛けていく方針だと聞いています。これが実現されれば、私たちが何かの役職に就くときに提出を要求される成年被後見人でないことの証明などは、不要になる社会がやってくることになりそうですね。

成年後見の行為能力制限は

さて、しかし、成年後見制度にはもっと大きな欠格条項がその中に組み込まれています。行為能力制限です。これについては、一般に欠格条項とは意識されていませんし、今回の改正では、対象になっていません。包括的代理権の存在といい、国連の障害者権利条約に抵触していることは明らかなのですが、今回は、ここには手を付けずに利用促進へと走っているわけです。

私は、全国の仲間と一緒にしぶとく成年後見制度の問題点を指摘し続けるつもりですが、ビジネスとして（つまり食べ物にするために）それを指摘する人たちもいるので、非常に混乱した状態であると認識しています。

みなさんも、気をつけてください。



痛みには慣れてしまう

「常に人の横にいることを訓練中の犬に教える際、叱られて命令に従う犬は、叱るたびに痛みを強くしなければならぬ。

褒められる喜びは変わらないが、痛みには慣れてしまうから」。

盲導犬訓練士のお話です。

まず、自分を好きになってもらい、この人は当てになると思ってもらえるようにするのだそうです。なんだか、相談支援に携わる人の言葉のようです。

無駄吠えする犬の、吠える理由を無視して黙れと怒るのは、犬には理不尽。関係性を作るには認めることと読み取れました。

そういえば虐待も同じ。痛めつける側は慣れてしまう。

ある日の後見業務日誌

先日、昨年新しくできたばかりの施設に4月から住み始めたSさんを訪問。ケアマネさん、ヘルパーさん、福祉用具レンタルの方達とSさんの部屋で最近の様子など伺いました。「ここでの生活には慣れましたか」と尋ねると「ここは皆優しくとっていい」とのこと。その答えにほっとしました。というのも、長年入院していた病院を退院し、念願の施設に移ったその日、夕食を喉に詰まらせ、救急搬送されてしまった経緯があったからです。施設への引越日、諸々の手続きを終え、Sさんと別れた数時間後、「夕食を詰まらせ意識がなくなりました」と連絡を受けた時の気持ちは今でも忘れられません。日中、美味しそうに朝食を完食したので見えてきたばかりなのに、ご本人の希望とはいえ、長く暮らしてきた場所の変化ははたして良かったのだろうか。

幸い、一週間ほどで退院し、無事に施設に戻ることができました。今では週に3日、デイサービスを利用し、特にカラオケの時間は大好きな歌を歌っているようです。食事もしっかり食べ、体重も増えたと本人談。お部屋で支援者たちと話すときは、とってもしっかりおしゃべりになるSさんですが、シャイな面もあり、なかなか自分からは話しかけられないそうです。施設で何がしたいかと聞いた時、「友達を作りたい」と答えたSさん。ぜひ願いが叶いますように。

発行者： NPO法人
PACガーディアンズ
〒273-0005 船橋市本町6-3-16
レックスマンション602号室
TEL：047-407-4441
FAX：047-407-4860
URL：<http://pacg.jp/>